

やっぱり断れば
よかった…

今からでも
間に合う？

そんなときは クーリング・オフを 活用しましょう

クーリング・オフ
とは…

訪問販売や、電話で強引な勧誘を受けて思わず契約してしまっ
た場合、法律で定められた期間内であれば無条件で契約
を解除できる制度です。ただし、乗用車、使用してしまった消
耗品など、一部適用されないものもあります。



取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセ ールス、催眠商法では店舗契約を含む）	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	8日間
特定継続的役務提供	エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、 パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約	8日間
訪問購入	店舗外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が 消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間

■クーリング・オフの仕方

- ①契約書を受け取った日を含めて、定められた期間内（上の表参照）にハガキまたはメールで「契約を解除する」旨を通知します。
- ②クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも「契約を解除する」旨を通知します。
- ③返金してもらい、手元にある商品を引き取ってもらいます。
- ④関係書類・データを5年間保管します。

例
ハガキで
通知するとき

通知書

契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○円
販売会社 ○○○株式会社
販売担当者 ○○○○
上記契約は解除します。
支払い済みの○○○○円を
返金し、商品はお引き取りく
ださい。
(通知を出した年月日)
(自分の住所・氏名)

- 宛先は販売会社の住所と「○○株
式会社 代表者様」とする。
- 両面コピーをとって保管する。
- 送った証拠が残る「簡易書留」か
「特定記録郵便」で発送する。

例
メールで
通知するとき

宛先: XXXXXX@XXXX.co.jp
件名: クーリング・オフ
○○株式会社 御中
次の契約を解除します。
契約年月日 ○年○月○日
商 品 名 ○○○○
契 約 金 額 ○○○○円
販 売 会 社 ○○○株式会社
担 当 ○○○○
支払い済みの○○○○円を返金し、
商品はお引き取りください。
(通知を送った年月日)
(自分の住所・氏名)

- クーリング・オフの送付先アドレスが
指定されている場合はそこに、分ら
ない場合は代表メールアドレスに送付
する。
- 送信済みメールやメール送信記録画面
のスクリーンショットなど、通知内容
と発信日が分かるデータを保存する。

石川県消費生活支援センター

消費生活相談 電話番号

076-255-2120

〒920-0968 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎3階
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter/>

消費者ホットライン

イヤヤ!

局番なし **188**

※お住まいの近くにある消費生活センターなどの
相談窓口につながります。

高齢者の
被害が
急増中

悪質商法

に

だまされる ものか

監修 東京経済大学教授・弁護士
村 千鶴子



高齢者の悪質商法被害が後を絶ちません。「私は大丈夫」と思っていても、相手は「だましのプロ」。話術にたけ、ねらった人の心理や環境につけこみ、ときには集団によるチームプレーですきをうかがってきます。被害を防ぐには、普段から心の準備が大切。そのためにも、悪質商法の手口を知っておくことが重要です。この冊子では高齢者の悪質商法被害で実際にあった手口と、その対処法を紹介します。

あなたの周りで
聞いたことは
ありませんか？

こんな言葉は危険です！

損害保険で
負担なく修理
ができる

点検商法



例 被災した自宅に、頼んでもいないのにリフォーム会社の人に来て「災害の影響を無料で点検する」と言われた。無料ならと点検を頼むと「災害で屋根が傷んでいる。損害保険で負担なく修理ができるので、今すぐ修理をしましょう」としつこく契約を迫られた。

ポイント

その場では契約せず、修理が必要な場合は複数の業者から見積りを取りましょう。また、損害保険会社や代理店には自分で相談しましょう。

お買い得！
買わなきゃ損！！

催眠商法



例 「新商品の特売を行うから」と、閉めきった会場に案内された。商品が次々と売り切れていく特売会の雰囲気につられて、超目玉商品と紹介された高額な健康機器を買うことに…。

ポイント 閉め切られた会場や自由に出入りできない場所は危険です。最初から行かないようにしましょう。

定期購入



今だけのお試し
価格！

例 お試し価格500円の健康食品をインターネットで注文した。一度限りだと思っていたのにまた同じ商品が届いた。業者に解約を申し出たところ「あなたの契約は4回の継続購入が条件。4回目の購入後でなければ解約できない」と言われた。

ポイント 通信販売ではクーリング・オフはできません。定期購入となっていないか、返品ができるかどうか等の契約内容をよく確認してから注文しましょう。

利殖商法



銀行に預ける
のと同じ感覚で、
利子が
たくさんつく

例 突然かかってきた電話。「あなただけに教える素晴らしい投資商品がある。元本保証で年率10%は確実。銀行に預けるのと同じ感覚で、利子がたくさんついてお得だ」と言うが、本当だろうか。

ポイント 投資には必ず危険が伴います。悪い面を説明しないセールスマンは悪質業者だと思ったほうがいいでしょう。

悪質商法・詐欺を疑いましょう！

オレオレ詐欺

携帯電話の
番号が変わった



例 孫を名乗って「携帯電話を変えたから、番号を登録し直して」と電話があり、変更した。数日後「株で大損して会社の金に手をつけた」と再び電話があった。電話口の困った様子が気が動転し、現金500万円を持って北陸新幹線で東京まで行き、孫の同僚だと話す男に現金を渡した。

ポイント

携帯電話の番号が変わったと連絡があった場合は、必ず元の電話番号にかけ直して確認してください。また、レターパックや宅配便で現金を送れと指示するものは詐欺です。

お金を還付するから
ATMへ行って

還付金詐欺



例 市区町村や年金事務所の職員などを名乗り、「医療費の過払い分」「年金の未払分」などを「還付します」と電話をかけてきて、言葉巧みにATMへ足を運ばされ、お金を振り込まされた。

ポイント

公的機関の職員がATMの操作をさせることは絶対にありません。「ATMへ」と言われたら、詐欺を疑いましょう。

パスワードを変更して

フィッシング詐欺



例 自分が利用しているカード会社や銀行、SNSなどの名義のメールが届き、記載されたURLをクリックして誘導されたサイトにIDやパスワードを入力してしまったところ、個人情報が盗まれてしまったようだ。

ポイント 偽メールや偽サイトに注意しましょう。利用している金融機関等の問い合わせ先や公式サイトなどはあらかじめ登録しておき、メール等で送られてくるURLや連絡先にはアクセスしないようにしましょう。

コンビニの
端末で
お金を払って

架空請求詐欺



例 はがきやメールで突然、身に覚えのない請求が届いた。「自宅や職場まで取り立てに行く」「裁判にする」など書いてあり焦って連絡すると、コンビニエンスストアの端末でお金を支払うよう指示された。

ポイント

絶対に自分から連絡しない、お金を払わないようにしましょう。不安なときは、記載されている連絡先ではなく、消費生活センターに相談しましょう。

少しでも「おかしいな」「本当かな？」と思ったら、その場で契約

はせずに、最寄りの消費生活センターに相談しましょう！

